

「処方箋医薬品」指定解除のご案内

プロトンポンプ阻害薬剤

ラベプラゾールナトリウム錠5mg「ケミファ」

ラベプラゾールナトリウム錠10mg「ケミファ」

ラベプラゾールナトリウム錠20mg「ケミファ」

ラベプラゾールナトリウム錠

謹啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は弊社製品につきまして格別のお引き立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、このたび令和7年3月21日付 厚生労働省告示第63号により、標記製品の「処方箋医薬品」指定が解除されましたので、ご案内申し上げます。

今後ともお引き立ての程、よろしくお願い申し上げます。

謹白

記

変更内容

電子添文、個装箱等に記載の「規制区分」の項

改訂前	改訂後
処方箋医薬品 ^{注)} 注) 注意-医師等の処方箋により使用すること	なし（表示削除）

※令和7年3月21日以降もしばらくの間、現行の「処方箋医薬品」表示品が流通致しますが、「処方箋医薬品」としての取扱いは不要となります。

以上